

## 平成29年度 第1回安中市空家等対策協議会【概要】

1. 開催日時：平成29年7月18日（火）  
午前10時00分から午前11時05分
2. 開催場所：安中市役所本庁舎202会議室
3. 出席委員：茂木英子安中市空家等対策協議会会長（市長）、佐藤貴雄委員、小坂景子委員、松岡将之委員、中島肇委員、武井正臣委員、木村正昭委員、三好建正委員、田島勳委員、須田春治委員、佐藤文男委員
4. 欠席委員：なし
5. 出席職員：産業政策部長、建設部長、建築住宅課長、地域創造課長、地域創造課地域政策係長、地域創造課地域政策係職員2名
6. 議 題
  - (1) 安中市の空き家の現状と対策の方向性等について
  - (2) 安中市空家等対策協議会の役割について
  - (3) 「安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」及び「条例施行規則」について
  - (4) 今後のスケジュールについて
  - (5) その他
7. 資 料
  - ①資料1
  - ②空家等対策の推進に関する特別措置法
  - ③安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例
  - ④安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則
  - ⑤空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
  - ⑥「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）

## (会議概要)

### 1 委嘱状交付式

#### 開会（地域創造課長）

皆様、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより平成29年度第1回安中市空家等対策協議会を開催するわけですが、開催に先立ちまして本対策協議会の会長であります茂木市長より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきたいと存じます。

それでは、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立ください。

（市長が委員の前に行き、おひとりずつ手渡す）

- ①安中市議会議員 佐藤 貴雄（さとう たかお） 様
- ②弁護士 小坂 景子（おさか けいこ） 様
- ③司法書士 松岡 将之（まつおか まさゆき） 様
- ④行政書士 中島 肇（なかじま はじめ） 様
- ⑤宅地建物取引業協会 武井 正臣（たけい まさおみ） 様
- ⑥土地家屋調査士 木村 正昭（きむら まさあき） 様
- ⑦建築士 三好 建正（みよし けんせい） 様
- ⑧安中市区長会会長 田島 勳（たじま いさお） 様
- ⑨安中警察署長 須田 春治（すだ はるじ） 様
- ⑩安中消防署長 佐藤 文男（さとう ふみお） 様

ありがとうございました。

つづきまして、安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則第3条第2項に基づき、本、安中市空家等対策協議会の会長となります、茂木英子市長よりごあいさつ申し上げます。

### 2 市長（対策協議会会長）あいさつ

皆様、こんにちは。

皆様におかれましては、大変ご多忙の中、安中市空家等対策協議会の委員をお引き受けいただきまして心から御礼申し上げます。

空き家問題は、人口減少、少子高齢化なども絡み、全国的にどの地域でも大きな問題・課題となっております。平成27年5月に国が「空家等対策の推進に関する特別措置法」を全面施行しました。本市も7月1日から空き家対策条例を施行させていただき、このたび安中市空家等対策協議会を設置する運びとなりました。

空き家対策は個人の財産に関わることとなり、相続問題などもからみ、場合によっては非常に難題で調査にも時間がかかるなどのケースが想定され、職員だけではなかなか解決の糸口が見つけられないこともあります。そこで本対策協議会において、それぞれの専門分野でご活躍の皆様方からご指導・ご意見をいただきながら、具体的な事例にも取り組んで参りたいと考えております。

本市の空き家対策については、移住・定住施策と絡めて、空き家を有効に活用するといった方策も検討しておりますが、その一方で地域の中で問題となっている緊急性の高い空き家への対応も進めなければなりません。限りある財政面も考慮しなければなりません。今日、お集まりの皆様のそれぞれの見地からのご意見をお聞かせいただき、安中市として実効性のある空き家対策を進めていきたいと思っております。

よろしくお願い致します。

#### ◎委員自己紹介（地域創造課長）

ありがとうございました。続きまして、本日が1回目の会議となりますので委員皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

（委員一人ひとりずつご挨拶（自己紹介）いただく）

ありがとうございました。

#### ◎事務局紹介（地域創造課長）

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

一人ずつ自己紹介をお願いします。産業政策部長からお願いします。

（職員一人ずつ自己紹介）

### 3 議題（第1回安中市空家等対策協議会）

## 開会（地域創造課長）

それでは、第1回安中市空き家等対策協議会を開会させていただきます。

本日は、委員数11名のうち、全11名の委員の方に出席していただいております。条例施行規則第3条第6項の規定の要件を満たしており、本対策協議会が成立いたしましたことをまずご報告いたします。

なお、条例施行規則第3条第5項で、議長は会長が務めることとなっておりますので、市長、よろしく願いいたします。

## 【市長（議長）】

ただいま事務局より説明がございましたとおり、私が議長を務めさせていただきます。ご協力をお願いいたします。

それでは議事に入ります。

最初に議題の（1）安中市の空き家の現状と対策の方向性等について事務局より説明をお願いいたします。

## 【事務局】

それでは議題の（1）安中市の空き家の現状と対策の方向性等について、お手元に配付させていただきました資料1に沿って、ポイントを説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

### ～～～資料1の内容を順番に説明～～～

#### ①安中市の空き家の現状

・2014年に公表された総務省のデータ（「平成25年住宅・土地統計調査」）によると、安中市内には賃貸物件等を除き3,600戸の空き家があるとされ、市内の住宅総数26,680戸に占める割合としては13.5%、ほぼ7戸に1戸が空き家という県内でも高い空き家率（2位）データが示されている。

・平成28年12月から平成29年2月にかけて、安中市区長会の全面協力のもとに行った安中市全域（101行政区）の空き家実態把握調査では、市内に1,924戸の空き家が確認され、そのうち299戸が地域の中で何らかの問題を抱えている危険空き家等であると報告いただいた。

・区長会の調査結果をもとに、現在の住宅総数（28,875戸：平成29年5月現在）から空き家率を算出すると6.7%ということになる。ただし、パ

一セントはあくまでも参考となる数値である。市としては、増え続ける空き家の利活用（空き家バンク）にも取り組んでいくが、調査の中でCランクと判定された約300件の危険等空き家への対応が急務であると感じている。

・現在、このCランク空き家については再度職員の手で現地確認を行い、所有者宛に適切な管理を依頼する通知を発送している。所有者による管理が大前提。まずは所有者宛に適切な管理を促していく。

（7/18 現在、安中、原市、磯部、東横野、岩野谷、板鼻地区 発送済み）

## ②「空家等対策の推進に関する特別措置法」について

・「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行により、自治体の空家対策への取り組みが具体的になった。法に基づき安中市でも本協議会を設置させていただくことで、総論的なことの確認からのスタートになるが、今後、空家対策計画の策定や、個別のケースへの対応方法なども協議させていく場となればと考えている。

## ③安中市の空家対策の方向性について

・安中市が取り組む空家対策は大きく分けて、空き家の利活用と危険等空き家対策となる。

◇空き家の利活用については、現在、空き家バンク制度の開始に向けて準備を進めている。空き家を売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい利用者とを結びつけるマッチングを図る。空き家バンクには宅建協会をはじめとした不動産事業者と連携をさせていただき、物件の整理、交渉、契約等を進める。

### ・各種補助制度の創設

平成28年度からスタートした空き家を公共利用する際に活用できるリフォーム費用補助金と併せて、平成29年度より新たに各種補助制度を開始する。

#### ①空き家リフォーム：公共利用

空き家を、地域のコミュニティの場へとリフォームする際に助成。

工事費用の1/2補助、上限150万円 ※今年度1件申請あり

#### ②空き家除却費補助（9月）

空き家を除却する際に除却費用の1/3 上限20万円を補助

#### ③空き家バンク利用者向け補助（9月）

・リフォーム 工事費の1/2 上限20万

・家財処分費用補助 費用の1/2 5万円以上で10万円

#### ◇危険等空き家（特定空家）対策について

- ・すでに一部損壊している、倒壊寸前、草木が繁茂しているなど利活用の難しい空き家（危険等空き家）については、所有者等に対し修繕や撤去を求めていくこととなる。
- ・空き家の所有者等には管理責任がある。適切に管理を行っている所有者等との公平性の観点からも、まずは市として空き家の所有者等に管理の徹底を求めることが主な対策となってくる。
- ・現状では、地域から寄せられた情報に対し、所有者等を調べ適切な管理を促しているが、今後、所有者等による改善が見られない場合には、当該空き家の状況に応じて、法や条例に基づく措置の実施について検討していかなければならない。
- ・担当職員が個人の財産に踏みこむことはとても不安であり、それぞれのケースによって内容も変わってくるため、大変難しい問題である。他の自治体の担当職員も対応には苦慮しており、手探りの状況である。
- ・対策協議会の中でご意見やアドバイスをいただき、取り組みを進めたいと考えている。

議題（１）の説明は以上です。

#### 【市長（議長）】

ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見・ご質問がありますか？

#### 【三好委員】

特定空家への認定については、安中市独自のフォーマット等に基づき認定していくのか。

#### 【事務局】

特定空家への対応については、これからこの対策協議会の中でもご協議いただくことになり、認定は国で示すガイドライン等に沿って行うこととなります。説明の中にもあった、空き家実態調査の中でC判定となった空き家が特定空家候補になってくるわけですが、職員の目で再確認する際に、独自のチェックも行っており、様々な情報をもとに庁内の関係部署の意見も集約したうえで、特定空家への認定に向けた協議も行って参りたいと考えています。

## 【市長（議長）】

ほかに質問等ありますか。なければ議題の（２）安中市空家等対策協議会の役割について、事務局より説明をお願いいたします。

## 【事務局】

議題（２）安中市空家等対策協議会の役割について、ご説明いたします。

安中市空家等対策協議会の主な役割として想定しているのは次のとおりです。

### ～～～資料 1 の内容を順番に説明～～～

#### ① 空き家対策の検討

・空き家対策は、所有者等が責任をもって適切な管理を行うよう、市が所有者等に対し情報提供を行うことが基本。

・空き家の所有者等が、市が提供した情報を基に適切な対応を行えるように、市としては具体的な対処法を提供する必要があると考えている。このことから、平成 29 年 6 月 26 日に安中市シルバー人材センターと空き家管理に関する協定を締結した。空き家等の所有者等から相談を受けた場合には、シルバーセンターの業務を紹介し適切な管理を促すことを目的としている。

・対策協議会委員の皆様とも情報共有を図りながら、空き家所有者に対して様々な角度からの提案を行い、空き家対策メニューの創設も検討したい。

・各団体とも個別に連携し、所有者調査のスピードアップ化を図ったり、危険空き家の判定など、アイデア、ご提案等あればご相談いただきたい。

#### ② 「【仮称】安中市空家等対策計画」の策定

・空家特措法第 6 条及び条例第 7 条に基づく「安中市空家等対策計画」を、平成 29 年度内に策定したい。策定に向け、事務局であらかじめ素案を作り、第 2 回の対策協議会においてお示しさせていただく予定。その素案に対し対策協議会委員の皆様からご意見をいただき、その後ホームページ等でパブリックコメントを実施したうえで年度内に策定したいと考えている。

#### ③ 「特定空家等」の認定

・「特定空家等」の最終的な認定は市が行うが、国が示したガイドラインでは、第 3 者機関においても当該空き家のチェックを行うよう求められている。「安中市空家等対策協議会」で、そのチェック機能としての役割をお願いしたい。

・「特定空家等」認定後の当該空き家に対する措置の内容については、個人の財産へ踏み込むこととなるため、より慎重な対応が求められることとなる。法や

条例に基づき、対策協議会委員の皆様から専門的なご意見をいただきながら取り組みを進めたい。

・法に基づく特定空家の定義は、①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険、②著しく衛生上の有害となる恐れ、③管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている、④その他生活環境の保全を図るため放置することが不適切である…と規定されている。抽象的な部分もあり判断に迷うが、様々な角度から地域に所在する特定空家候補（Cランク）の対応を進めたい。

・特定空家の認定後の措置の方法についても、対策協議会のなかで相談・協議させていただきたい。

議題（２）の説明は以上です。

### 【市長（議長）】

ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見・ご質問がありますか？

～～～「(質問) 特になし」～～～

### 【市長（議長）】

特定空家の認定については様々なケースがあり、市としても慎重に取り組まなくてはなりません。この対策協議会の中でもご意見いただきながら取り組んで参りたいと考えています。よろしくお願いします。

次に議題の（３）「安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」及び「条例施行規則」について 事務局より説明をお願いいたします。

### 【事務局】

（３）「安中市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」及び「条例施行規則」についてご説明いたします。

この条例及び施行規則につきましては、平成２９年第１回市議会定例会、３月議会においてご議決いただき、約３カ月の周知期間を経て平成２９年７月１日に施行されました。条例内容のポイントを順番にご説明いたします。

条例につきましては、すでに施行されている他自治体の条例を参考にしながら、国の特措法に沿って、作りこみを行いました。

～～～資料１の内容を順番に説明～～～



この空き家条例でポイントとなるのが、第9条に規定しました「緊急安全措置」になります。これは当該空き家が保安上等の面で緊急的な対処が必要な場合に、所有者の了解を得たうえで担当職員等の手で措置を行うものです。また、台風等が近づいているなど、タイミングにより時間的な余裕がない場合には即時実行もできるといった内容となっています。ただし、措置の内容は必要最小限度のものとしており、想定しているのは、飛散の恐れがあるトタン屋根を釘で打ち付ける、ブルーシートを張る、ロープを張るなど、職員が対応できる範囲の必要最小限度のものとなると思います。

空き家の状態により、対応に費用負担が発生した場合には所有者宛に請求できることとなっておりますが、我々職員がどこまで手を出してよいのかは非常に難しい判断となります。現場の状況や、地域の声、特に区長さんをはじめとした役員さんにもご意見をいただきながら対応を進めたいと考えています。

また、このほか条例施行規則において、対策協議会の規定や各措置の実施内容についても規定しておりますので、後程ご確認いただきたいと思います。

議題（3）の説明は以上です。

### 【市長（議長）】

ただいまの事務局の説明に対し、何かご意見・ご質問がありますか？

### 【中島委員】

条例の中に、空き家の所有者や相続人を調査し、確定していく手段について何か規定されているのか。

### 【事務局】

条例上は所有者の空き家対策における責務等を明確にしているものであり、調査の手段等については規定しておりません。

現在対応しているCランク空き家の所有者調査についても、299件すべての所有者・管理者が判明しているわけではなく、中には死亡や相続放棄など様々な理由から、所有者・関係者を特定できず通知を発送できない空き家もあるのは事実です。我々職員による所有者調査の現状は、特措法の中で規定されている、税情報や公用申請による住民票、戸籍の照会などを行っており、手間も時間もかかってしまっている状況です。調査方法、確定の方法なども、専門家の皆さんにご意見を伺いながら、有効な手段を検討したいと考えています。

### 【建設部長】

Cランク物件の所有者調査において、どのくらいの割合で所有者が確定できないのか。また、市の水道部の持つ上水道の契約情報なども活用できないか。

### 【事務局】

正確な数値ではありませんが、所有者調査を行っている中で約2割程度が何らかの理由により所有者・管理者の確定に至っていない物件があると感じています。

水道の閉栓情報の利用については、他の自治体で取り組んでいる例もあり、空き家実態調査での利用（※水道が閉栓されている物件だから空き家である）などにおいて有効と、県の会議等で紹介されたことがあります。また、実際に水道部の担当職員とも相談したことがあり、ある程度リスト等で絞り込んだうえでチェックをかければ、合致させることも可能かもしれないと意見をいただいたことがあります。ただし、調査にかかる時間等、具体的には相談していないため、今後の検討事項になります。

### 【田島委員】

区長会が行った空き家実態把握調査の結果が、このように重要な意味を持ち生かされていることを見ると、区長会として市のために協力してよかったと思う。ただし、調査内容においては、それぞれの区長がそれぞれの判断で行ったものであるから、内容についても多少の差異があることは委員の皆様にもご理解いただきたい。

また、Cランク299件においては、区長会の報告をもとに職員目で再調査を行い、所有者等へ管理を促しており、今後、何らかの動きが出てくることを期待している。しかしながら、間違いなく新たなCランク物件が出てくるとも思われるため、必要に応じて区長会による第2回調査の実施にも協力できればと、個人的には考えている。区長会の力が必要であれば、地域のために協力させていただくのでご相談願いたい。

### 【市長（議長）】

今回の空き家調査では区長会の皆様に大変お世話になり、このような調査結果をまとめていただいたことに大変感謝しております。ありがとうございます。

### 【田島委員】

空き家関係について、市と消防署とで何か連携していることはあるか。

### 【佐藤文男委員（消防署長）】

消防署においては、高崎市等広域市町村圏振興整備組合火災予防条例第34条に基づき、主に枯草等により燃焼の恐れがある空き家に対して調査を行い、所有者へ適切な管理の働きかけを行っている。空き家が急激に増加していることで、なかなか市内全域での詳細な調査はできないが、住民から個別に相談を受けたケースを中心に消防署としても対応している。

### 【田島委員】

消防署にも独自の知恵や経験があるので、市と連携しタッグを組んで対策に取り組んでもらいたい。

### 【事務局】

消防署と連携させていただくことはとても心強く、ぜひともご指導をお願いしたい。また、消防署だけでなく、困難なケースには様々な角度、機関から2重3重の対応が有効と考えますので、ご協力をお願いしたい。

### 【中島委員】

今回の空き家調査に賃貸物件の空き部屋等は含まれているのか。

### 【事務局】

今回の調査では、賃貸物件の空き部屋・貸家等は対象外として調査していただいております。戸建ての住宅を調査対象としており、そのほか単体で建っている倉庫や作業場などが地域の中で問題となっている場合のみ、調査対象として報告いただいております。

### 【市長（議長）】

ほかに質問等ありますか。なければ、次に議題の（4）今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

### 【事務局】

次に議題（4）今後のスケジュールについてご説明いたします。

～～～資料1の内容を順番に説明～～～

・平成29年度スケジュール

- ① 第2回空家等対策協議会（10月：予定）  
※「安中市空家等対策計画（素案）」に対する意見聴取  
※危険等空き家への取り組みの方向性について 等
- ②「安中市空家等対策計画」パブリックコメントの実施  
（11月～12月：予定）
- ③ 第3回空家等対策協議会（平成30年2月：予定）  
※「安中市空家等対策計画」の承認（策定） 等

平成29年度の対策協議会の動きは以上の予定となります。

初年度ということもあり、総論的な内容となりますが、空家対策計画の策定のほか、特定空家候補の事例紹介や、協議などにも少しずつ入っていったらと考えております。

行政の行うこととして法等のルールのほか、どうしても予算・財政面についても考慮しなければなりません。適切に管理を行っている一般の所有者との公平性も保たなければなりませんし、本当にハードルは高く難しい面がありますが、危険性など緊急性を踏まえた判断をこの協議会のご意見も参考に進めたいと考えています。

説明は以上です。

### 【市長（議長）】

事務局の説明が終わりました。

この空家等対策計画が策定されると、市にとって具体的にどのようなメリットがあるのか。

### 【事務局】

対策計画ですので、法や条例と相まって市の取り組みの方向性をハッキリと示すこととなります。また、事務レベルでは、この対策計画の策定を条件に、平成30年度の国の交付金・補助金等に手が挙げられるようになります。事業種別や事業費などの条件・制約はありますが、事業展開に拡がりも出るので、今年度中の策定を目指したいと考えています。

### 【市長（議長）】

ほかに質問等ありますか。なければ、次に議題（5）その他 になります。

本日の協議を振り返ってでも構いません。委員の皆様からご意見・ご質問等ありますか？

### 【佐藤貴雄委員】

第1回の協議会に出席させていただいて、空き家対策については色々な面でご苦労いただきながら取り組んでいる様子が見えました。

市議会議員という立場上、空き家について地域の方からご相談を受けることも数多くあります。地域で暮らす方々にとって、空き家問題はとても身近で切実な悩みであります。そのような空き家問題に立ち向かうべく、市ではこのような協議会を立ち上げ、多くの専門家の皆様を交えて協議を行っていくこととなりましたので、所有者情報等、特殊な情報もありますが、協議会の会議録の公表等を行い、オープンにしたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

### 【事務局】

ご意見ありがとうございます。今後は所有者情報等、個人情報を含めた協議事項も出てくると思いますが、会議の概要ということで取りまとめを行い、委員の皆様には資料として配布したいと考えております。また、ホームページにて対策協議会の概要・協議内容を公開している自治体もありますので、オープンな形の周知について、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

### 【三好委員】

建築士会でも空き家問題には力を入れております。独自に研修会・勉強会なども行っており情報共有にも努めているところです。その中で取り上げられていた事例ですが、建築基準法上の違法建築物にも公費が投入されている例があるというものです。現在住んでいる居宅は建築基準法上適法ではなく、建築確認申請で許可が下りずにリフォーム費用補助金は対象外となるが、申請時に空き家としておけば、除却費用はもちろんですが、場合によってはリフォーム費用補助金を受けられることもあるという抜け道があるというものです。

このように最初から空き家ありきで定めてしまうと、そういった弊害も出てきてしまうため、せつかく予算を取って新しい制度を作ったとしても、結果として後退してしまう懸念もあります。あくまでも悪い例ではありますが、空き家であれば、耐震補強等もすり抜けてしまう可能性もあり、後々住む人にとってそれがどうなのかという問題が出てきています。せつかく公費を投入したのに、結果的に違法であり発展的ではないということです。この辺はいかがでしょうか。

### 【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。ご説明もさせていただきましたが、今年度から空き家対策としての補助制度を開始することとなっています。補助要綱については、違法建築物や税の滞納の有無などももちろん考慮し、他自治体の要綱を参考としながら安中市の現状と照らし合わせて作り込みを行って参りました。空き家を利活用する、空き家問題を解消するといったことを主題として制度を開始できるよう準備を進めていますが、先ほどご意見いただいた内容なども含め、今後様々な弊害も出てくることもあるかと思えます。専門的なご意見をいただきながら、より良いものとしていきたいと考えておりますので、ご指導をお願いします。

### 【三好委員】

この協議会には法律の専門家の方が大勢いて大変心強いです。危険空き家については、建築基準法や消防法でも所有者に対して「危ないから壊してください」と命令できることになってはいますが、やはりそこまで踏み込んでいる自治体は数が少なく、法で認められていても「誰が壊すんだ」となると、なかなか実行できないのが現状です。

### 【市長（議長）】

個人の財産・権利問題があり、解決には時間のかかる難しいケースも出てくるかと思えますが、委員の皆様からご指導いただきながら、今後、個別のケースへの対応も協議させていただきたいと考えています。

時間に限りもありますので、この辺で一旦締めさせていただきますよろしいでしょうか。

以上で議題はすべて終了となりました。ご協力ありがとうございました。

ここで、進行を事務局へ戻したいと思えます。

## 4. その他

### 【事務局（地域創造課長）】

委員の皆様、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。

ここで次第4. その他についてとなりますが、協議事項以外でも結構です。皆様から何かありますか。なければ事務局から事務連絡をさせていただきます。

### ◇事務局からの事務連絡（地域政策係長）

①本日の第1回空家等対策協議会の内容を取りまとめたものを、後日会議概要として委員の皆様へ配付させていただきます。また、先ほどご意見がありましたとおり、市ホームページ上への概要掲載についても、今後検討して参りたいと考えています。

②委員の皆様に対しましては、市条例に基づき協議会への出席に対し報酬をお支払いさせていただきます。それに伴い市からの支払い手続き上、マイナンバーの登録が必要となりますので、会議終了後ご協力をお願いいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

#### **閉会（地域創造課長）**

以上をもちまして、平成29年度第1回安中市空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。長時間にわたりご協力ありがとうございました。